

## 生活福祉資金特例貸付の借入をご希望の皆様へ

- 1 お送りしました「借入申込を希望される方へ生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込にあたっての留意事項」をまずお読みください。特に下線部は重要です、よくご確認ください。  
また、代筆された書類、フリクションペン(消すことができるペン)での記載、スタンプ式印(シャチハタ等の朱肉を使わない印)をご使用の場合は受け付けできません。  
☆障がい者・外国人等で代筆が必要な方は、担当窓口までご相談ください。
- 2 「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書」【様式1】の記入にあたり、次のことにご留意ください。
  - ① 上記1の「借入申込を希望される方へ生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込にあたっての留意事項」に記載のすべての項目にご同意いただいていること。
  - ② 給付ではなく貸付のため、返済していただくこと。
  - ③ 申込に当たっては、本人が確認できる書類(運転免許証等の身分証明書  
☆氏名・現住所[住民登録の住所]と生年月日が分かるものと本人名義の口座が確認できる通帳(見開きページ)又はキャッシュカードのコピーの提出が必要であること。
- 3 2の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書」【様式1】冒頭部分に記載の5項目について、申込者ご本人が必ず確認し、同意いただける場合は、それぞれの項目にチェック☑を入れ、同意欄にご署名、押印ください。
- 4 2の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書」【様式1】の太枠内に、申込者ご本人が記入し、押印ください。
- 5 「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」【様式2】の太枠内に、申込者ご本人が記入し、押印ください。  
☆「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」【様式2】は、文字の修正(訂正印での修正も含む)ができませんので、書き損じた場合は新しい用紙に記入していただく必要がありますのでご注意ください。
- 6 「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」裏面の「生活福祉資金に関する重要事項説明書(緊急小口資金特例貸付用)」に記載の告知事項及び厳守事項のすべての項目について、申込者ご本人が了承されましたら、それぞれの項目にチェック☑を入れ、日付及び住所・氏名を記入し、押印してください。

裏面に続く

## 7 【新型コロナ特例】生活福祉資金（緊急小口資金）収入の減少状況に関する申立書

- ① 「勤務先名称または職業」 勤務しておられる方は、実際の勤務場所（店名等）まで記載してください。自営の方は、業種（「建築業」等）と、商号があれば商号も記載してください。離職されている方は、離職者（または求職中）と書いてください。
- ② 「勤務先所在地」 勤務しておられる方は、実際の勤務場所の所在地、自営業者で店舗・事務所を構えている方はその所在地、店舗・事務所が無い方は自宅住所を記載ください。
- ③ 「減少前の収入」 新型コロナの影響を受ける前の収入（月収）を記載ください。コロナの影響で離職された方は、在職時の収入となります。
- ④ 「減少後の収入」 原則、申込される月の収入になります。給与等の支払い前であれば前月の収入を記載ください。  
☆原則、減収前・減収後に対応する収入証明（給与明細等）を添えて提出してください。
- ⑤ 「減少の理由」 具体的に、新型コロナウイルス感染症の影響がどう収入に現れたかを書いてください。（例：コロナの影響で利用客が半減し～）
- ⑥ 「利用中の他の公的給付金～」 該当するものに○をつけてください。該当するものが無い場合はこの枠を斜線／で消してください。
- ⑦ 「他の公的給付に加えて～」 1か月の生活費と公的給付（貸付）金の額を記載し、その使い道を書いてください。  
また、緊急に資金が必要な場合は、その理由を書いてください。  
（例：家賃2か月分の支払いを迫られているため、○日までに資金が必要）
- ⑧ 「生活困窮者自立支援事業の～」 該当するものに○をつけてください。該当するものが無い場合はこの枠を斜線／で消してください。
- ⑨ 書類の作成日付・住所・氏名を記載し、印鑑を押してください。  
★減収前・減収後に対応する収入証明（給与明細等）を添付できない場合は、その旨を欄外に記載してください。（例：転居のとき通帳等を処分し、以前の収入の証拠がありません）

※3～7の申請書類への記入は、別添の記載例を参考にしてください。

- ◆3～7の申請書類及び添付書類に不備があると、審査ができません。不備や添付漏れが無いようにお願いします

記入例

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書

社会福祉法人

広島県社会福祉協議会会長 様

受付市区町：広島市社協

申込み当たつての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

私及び私の世帯は、生活保護を受ける事はありません。

記入例:  全てにを入れてください。

記入例:  私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

記入例:  私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

記入例:  私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

記入しないでください。

◆上記内容に同意します 署名 **広島 太郎** 受付番号    
 受付年月日/時間 令和 年 月 日 時 分

申込金額 円 据置期間 (12か月以内) 1 2 か月 償還期間 (24か月以内) 2 4 か月 償還方法  月賦 一括

借入申込者  
 フリガナ氏名 ひろしま たろう **広島** 性別  男  女 生年月日 大正  昭和  平成  5 4 年 1 月 1 日 (満41歳)  
 フリガナ住所 (〒732-1234) ヒロシマシ ミナミク マツバラチョウ イロハビル 自宅電話 082-123-0000 携帯電話 090-0000-4455  
 勤務先等名称 株式会社 ○○○ 秀先等住所 広島市西区○○町2丁目3-4 電話 082-222-0000

フリガナ氏名	続柄	建物名 号室まで書いてください。	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	特記事項
本人				本人		大正昭和平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者 <input type="checkbox"/> 要介護者 (要介護度: ) <input type="checkbox"/> 小学校等に通学する子の世話が必要な労働者 <input type="checkbox"/> 個人事業主等 <input type="checkbox"/> ( )
ヒロシマ ハナコ 広島 花子	妻			妻	43	大正昭和平成 52年 2月 2日	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者 <input type="checkbox"/> 要介護者 (要介護度: ) <input checked="" type="checkbox"/> 小学校等に通学する子の世話が必要な労働者 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主等 <input type="checkbox"/> ( )
ヒロシマ イチロウ 広島 一郎	長男			長男	10	大正昭和平成 20年 3月 3日	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者 <input type="checkbox"/> 要介護者 (要介護度: ) <input type="checkbox"/> 小学校等に通学する子の世話が必要な労働者 <input type="checkbox"/> 個人事業主等 <input type="checkbox"/> ( )
ヒロシマ ウメコ 広島 梅子	母			母	79	大正昭和平成 5年 9月 9日	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護者 (要介護度: 2 ) <input type="checkbox"/> 小学校等に通学する子の世話が必要な労働者 <input type="checkbox"/> 個人事業主等 <input type="checkbox"/> ( )
						大正昭和平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者 <input type="checkbox"/> 要介護者 (要介護度: ) <input type="checkbox"/> 小学校等に通学する子の世話が必要な労働者 <input type="checkbox"/> 個人事業主等 <input type="checkbox"/> ( )
						大正昭和平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者 <input type="checkbox"/> 要介護者 (要介護度: ) <input type="checkbox"/> 小学校等に通学する子の世話が必要な労働者 <input type="checkbox"/> 個人事業主等 <input type="checkbox"/> ( )

該当するものに

借入理由 ※具体的な状況を記入  
 新型コロナウイルス感染症のため、3月から受注が半減し、給料が半減した。  
 妻の経営するカフェも来客がほとんどなくなったため売り上げが減少した。

本人確認の書類等 (コピー要)  
 運転免許証  パスポート  住民基本台帳カード  健康保険証  住民票  
 預金通帳  クレジット・キャッシュカード  その他( )  
 << 番号等記入 >>  
 本人確認できる書類無

記入・チェックは不要ですが、添付書類としてA4サイズにコピーし、同封してください。(小さく切る必要はありません)

太枠内を申込者(本人)が記入してください。

【注意】

借用書は訂正・修正ができません！ 書き間違えた時は、用紙を再送します、ご連絡ください。

社資金（緊急小口資金）特例貸付

借用書

借用金額

円



生活福祉資金福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください

社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 様

(借受人)

令和 X 年 X 月 X 日

住 所

広島市南区松原町一丁目 2-23 いろはビル 506

借受人氏名

広島 太郎

広島

生 年 月 日

大正  
昭和  
平成

54年 / 月 / 日生

申込者（本人）が記入してください。

[借入要項]

地区	年度	資金	貸付コード	市区町社協
	20	KA		民 協 窓口社協扱い

貸付金の受領方法

借受人が指定する金融機関口座への振込による。

□貸付金振込先

金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード(4桁)	□□□□
支店名	◎◎支店	支店コード(3桁)	□□□
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(7桁)	□□□□□□□

口座名義人 (カタカナ)

ヒロシマ タロウ

3 貸付金の償還

据置期間 12か月

償還期間 24か月

償還方法 月賦 一括

償還場所 広島県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座  
広島銀行 三川町支店 普通 602922  
口座名義 社会福祉法人広島県社会福祉協議会

4 延滞利息

上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利5%（令和2年4月1日以降は年利3%）の延滞利息を徴収します。

【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。

②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。

③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。

裏面の印と署名・捺印を忘れずに！！



# 記入例

## 生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）

本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

### 生活福祉資金に関する告知事項

- (貸付金の交付について)
- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。
- (管理システムへの登録と信用情報の回答について)
- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。  
また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。
- (民生委員への通知について)
- 3 借入申込の結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。
- (延滞利子について)
- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利5%（令和2年4月1日以降は年利3%）の率をもって延滞利子を徴収します。
- (督促について)
- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。  
また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。
- (救済制度について)
- 6 広島県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。
- (合意裁判所について)
- 7 借受人と広島県社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、広島県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。
- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情  
生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。

- (1) 広島県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当：広島県社会福祉協議会 生活支援課 電話082（254）3413
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会  
広島県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。  
広島県福祉サービス運営適正化委員会 電話082（254）3419

### 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営みしめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 本決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
  - (1) 住所を変更したとき。
  - (2) 改名・改姓したとき。
  - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
  - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
  - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
  - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合。
  - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合。
  - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、説明を受け、内容を了承し、本書控えを受領いたしました。

令和 2年 5月 1日

借受人

住所 広島市南区松原町1丁目2-34 いろはビル506

氏名 広島 太郎

広島

ご了承の上、チェック☑をお願いします。

記入、捺印をお願いします。